

「月刊社労士受験別冊

勝つ！社労士受験 ゴロ合わせ徹底攻略2017年版」正誤表・補遺について

平成 29 年度社会保険労務士試験は、平成 29 年 4 月 14 日現在施行されている法令に基づいて出題されます。本書は、平成 28 年 9 月末日までに確定している法令に基づいて執筆しており、その後の、平成 29 年 4 月 14 日までの事項について以下の事項を掲載いたします。

(最終更新：2017 年 5 月 31 日)

頁	改正箇所	改正前	改正後	更新日
p 71	【用語解説】 10-12 行目	(※1)対象家族：以下の場 合に限ります。 ①条件がない：配偶者、 子、父母、配偶者の父母 ②同居かつ扶養している 必要がある：孫、祖父母、 兄弟姉妹	(※1)対象家族：配偶者、 子、父母、配偶者の父母、 孫、祖父母、兄弟姉妹	5/31
p 102	【ゴロ合わせ】	サンザシ 6 杯、さんざん むな（胸）焼け、ザーザ ー6 回吐く。見ろ吐くサ ムライ、未婚無名人（む なはち）	サンザシ 6 杯、小夜ふけて むな焼け、最後 6 回吐く。 見ろ吐くサムライ、未婚無 名人（むなはち）	5/31
p 102	【ゴロ合わせの 解説】 2-3 行目	<u>さんざんむな焼け = 3、</u> <u>3、6、7、8</u> <u>ザーザー6 回吐く = 3、</u> <u>3、6、8、9</u>	<u>小夜ふけてむな焼け = 3、</u> <u>4、6、7、8</u> <u>最後 6 回吐く = 3、5、6、</u> <u>8、9</u>	5/31
p 102	【暗記のポイン ト】 6-7 行目	当然の結果、店を出るや 否や散々胸焼けに襲わ れ、ザーザーと 6 回も吐 いてしまいます。	当然の結果、店を出て、小 夜ふけてむな焼けに襲わ れ、しまいには 6 回も吐い てしまいます。	5/31
p 103	①の表 2-3 行目	30 歳以上 35 歳未満 90 日 90 日 180 日 210 日 240 日 35 歳以上 40 歳未満 90 日 90 日 180 日 240 日 270 日	30 歳以上 35 歳未満 90 日 120 日 180 日 210 日 240 日 35 歳以上 40 歳未満 90 日 150 日 180 日 240 日 270 日	5/31

p 103	①の表 (30で割ったもの) 2-3行目	30歳以上 35歳未満 3 3 6 7 8 35歳以上 40歳未満 3 3 6 8 9	30歳以上 35歳未満 3 4 6 7 8 35歳以上 40歳未満 3 5 6 8 9	5/31
p 107	【用語解説】(1) 延長給付の種類	延長給付には、①個別延長給付(平成29年3月31日まで)、②広域延長給付、③全国延長給付、④訓練延長給付の4種類があります。	延長給付には、①個別延長給付(平成29年より恒久措置として創設)、②地域延長給付(平成29年より創設)、③広域延長給付、④全国延長給付、⑤訓練延長給付の5種類があります。	5/31
p 107	【用語解説】(2) 延長給付の優先順位	受給資格者に係る延長給付が重複して行われる場合には、優先する延長給付のみが行われ、その間、他の延長給付は行われません。ちなみに、優先順位は①と②>③>④となっています。	受給資格者に係る延長給付が重複して行われる場合には、優先する延長給付のみが行われ、その間、他の延長給付は行われません。ちなみに、優先順位は①と②>③>④>⑤となっています。	5/31
p 114	【用語解説】(4) 再就職手当の額	5/10 (6/10)	7/10 (6/10)	5/31
p 164	【ゴロ合わせの解説】 「報酬月額」行	4月、5月、6月のうち報酬支払基礎日数が17日以上 の月の報酬総額 / 報酬支払基礎日数17日以上 の月数	4月、5月、6月のうち報酬支払基礎日数が17日以上 の月の報酬総額(短時間労働者は11日) / 報酬支払基礎日数17日以上 (短時間労働者は11日)の月数	5/31
p 166	【ゴロ合わせの解説】 「対象」行②	② 変動月以後継続した3か月間のいずれかの月も報酬支払基礎日数が17日以上あること	② 変動月以後継続した3か月間のいずれかの月も報酬支払基礎日数が17日(短時間労働者は11日)以上あること	5/31
p 191	【ゴロ合わせ】 2行目	②コックはムーニーで行こう!	②後半はムーニーで行こう!	5/31

p 191	【ゴロ合わせの解説】②	<p><u>コッ</u>＝厚生年金  <u>クは</u>＝98,000円（標準報酬月額・第1級）  <u>ムーニー</u>で＝620,000円（標準報酬月額・第30級）  行こう＝150万円（標準賞与額の上限）</p>	<p><u>後</u>＝厚生年金  <u>半は</u>＝88,000円（標準報酬月額・第1級）  <u>ムーニー</u>で＝620,000円（標準報酬月額・第31級）  行こう＝150万円（標準賞与額の上限）</p>	5/31
p 192	【暗記のポイント】1-3行目	後半は、披露宴のメニューを考えている際に、「ムーニーさんをコックに指名しよう！」とハイタッチしている男女をイメージしてみましょう。	後半は、披露宴のメニューを考えている際に、「披露宴の後半には、ムーニーさんに出し物をしてもらおう！」とハイタッチしている男女をイメージしてみましょう。	5/31
p 192	【用語解説】 表の厚年の「標準報酬月額の範囲」	<p>【範囲／上限列】  98,000円（第1級）～620,000（第30級）  【ゴロ合わせ列】  コックはムーニーで</p>	<p>【範囲／上限列】  88,000円（第1級）～620,000（第31級）  【ゴロ合わせ列】  後半はムーニーで</p>	5/31
p 192	【ポイントの整理】①1-3行目	健康保険法は58,000円～1,390,000円の50等級、厚生年金保険法は98,000円～620,000円の30等級の等級区分があらかじめ定められており、これに当てはめて決定します。	健康保険法は58,000円～1,390,000円の50等級、厚生年金保険法は88,000円～620,000円の31等級の等級区分があらかじめ定められており、これに当てはめて決定します。	5/31
p 193	【ゴロ合わせ】①	六甲のシナチクマン、双方基本は引く丁重に、半分！	ロコモコ、双方基本は引く、丁重に。半分！	5/31
p 193	【ゴロ合わせの解説】1-2行目	<p><u>六甲</u>＝65歳以後の在職老齢年金  <u>シナチクマン</u>＝（支給停止調整額）47万円</p>	<p><u>ロコモコ</u>＝65歳以後の在職老齢年金</p>	5/31

p 193	【暗記のポイント】	六甲においしい、「シナチクマン」を売っているお店があるそうです。このシナチクマンは肉まんと同様の形をしているのですが、シナチクが真ん中から横に向かって2か所外に出ているのが特徴的です。その2か所のシナチクを2人で引っ張ると、きれいに半分に分けられるそうです。	ハワイで人気の「ロコモコ丼」を売っているお店があるそうです。このロコモコ丼はどんぶりの中に、レタスが真ん中から横に向かって2か所外に出ているのが特徴的です。その2か所のレタスを2人で引っ張ると、きれいに半分に分けられるそうです。	5/31
p 194	【ゴロ合わせ】 ②	ムーミンの庭だよな？基礎なしはソーキ貝抜き半！木の実、そろばん。その実、「木へんひくかい？半袖ひく？変？」基礎ありは変にニブいぞ。ひくの変	ムーミン。基礎なしはソーキ貝抜き半！木の実、そろばん。その実、「木へんひくかい？半袖ひく？変？」基礎ありは変にニブいぞ。ひくの変	5/31
p 194	【ゴロ合わせの解説】 1-5 行目	<u>ムーミン</u> = <u>65歳未満</u> の在職老齢年金 <u>庭だよな</u> = <u>28万円</u> （支給停止調整開始額）、 <u>47万円</u> （支給停止調整変更額） ※以下、支給停止調整開始額と支給停止調整変更額は「基準額」とする。	<u>ムーミン</u> = <u>65歳未満</u> の在職老齢年金 ※以下、支給停止調整開始額と支給停止調整変更額は「基準額」とする。平成29年の額は、支給停止調整開始額が <b>28万円</b> 、支給停止調整変更額 <b>46万円</b> です。	5/31
p 296	(5) 1-4 行目	ゴロ合わせ①の「喜んで稲毛で」=「(報酬月額)4月、5月、6月のうち報酬支払基礎日数が17日以上の月の報酬総額 / 報酬支払基礎日数17日以上の月数」を使います。	ゴロ合わせ①の「喜んで稲毛で」=「(報酬月額)4月、5月、6月のうち報酬支払基礎日数が17日（短時間労働者は11日）以上の月の報酬総額 / 報酬支払基礎日数17日（短時間労働者は11日）以上の月数」を使います。	5/31

p 300	(3)8 行目	支給停止調整変更額 (47 万円)	支給停止調整変更額 (46 万円)	5/31
p 300	(4)1-6 行目	<p>ゴロ合わせ①の「シナチクマン、双方基本は引く丁重に、半分！」を使います。ここから、</p> $\{360,000 \text{ 円 (総報酬月額相当額)} + 150,000 \text{ 円 (基本月額)} - 47 \text{ 万円 (支給停止調整額)}\} \times 1/2 = 20,000 \text{ 円}$ <p>となるため、設問の支給停止額 25,000 円とはなりません。よって誤りです。 【解答】×</p>	<p>ゴロ合わせ①の「ロコモコ、双方基本は引く、丁重に。半分！」を使います。ここから、</p> $\{360,000 \text{ 円 (総報酬月額相当額)} + 150,000 \text{ 円 (基本月額)} - 46 \text{ 万円 (支給停止調整額)}\} \times 1/2 = 25,000 \text{ 円}$ <p>となるため、設問のとおりです。よって正解です。 【解答】○</p>	5/31

本書に以下の誤りがございましたので、ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。

(最終更新：2017年5月31日)

訂正頁	訂正箇所	誤	正	訂正日
p 112	【ゴロ合わせ】 3 行目	まさに 3 人になう	まさに 3 人になろう	5/31
p 147	【暗記のポイント】 1 行目	「匂い超超ツナの～	「今井、超超ツナの～	3/27
p 156	【ゴロ合わせ】 タイトル	①任意適用事業所の申請	①任意適用事業所の認可	5/31
p 178	【ゴロ合わせの 解説】 7-8 行目	<u>方角サニー</u> ＝継続した 12 か月間の各月の標準報酬月額を平均した額の <u>3</u> 分の <u>2</u> に相当する金額を支給する	<u>方角サニー</u> ＝継続した 12 か月間の各月の標準報酬月額を平均した額の <u>30</u> 分の <u>1</u> に相当する額の <u>3</u> 分の <u>2</u> に相当する金額を支給する	5/31

p 179	【用語解説】(2) 1-2 行目	1 日につき、継続した 12 か月間の各月の標準報酬月額を平均した額の 3 分の 2 に相当する金額が支給されます（標準報酬月額	1 日につき、継続した 12 か月間の各月の標準報酬月額を平均した額の 30 分の 1 に相当する額の 3 分の 2 に相当する金額が支給されます（標準報酬月額	5/31
p 220	表 「免除期間」の 行「法定免除」 の列	以下の（条件）のいずれかに至った日の属する日の月の前月から～	以下の（条件）のいずれかに至った日の属する月の前月から～	1/11
p 248	【ゴロ合わせの 解説】10-11 行目	町人の名刺にイラッ＝帳簿の備付けと保存（事務所閉鎖から 2 年）義務違反、名称使用制限の違反、依頼に応ずる義務違反	町人の名刺にイラッ＝帳簿の備付けと保存（帳簿閉鎖から 2 年）義務違反、名称使用制限の違反、依頼に応ずる義務違反	5/31
p 249	【用語解説】(5) ③	③100 万円以下の罰金：帳簿の備付けと保存（事務所閉鎖から 2 年）義務違反、名称使用制限違反、依頼に応ずる義務違反	③100 万円以下の罰金：帳簿の備付けと保存（帳簿閉鎖から 2 年）義務違反、名称使用制限違反、依頼に応ずる義務違反	5/31
p 273	(7) 5 行目	「親工場の経営難」は使用者として最大限の注意を尽くしてもなお避けることができない事故なので、これも正しいです。	親工場の経営難による資材資金の調達困難は、「使用者の責に帰すべき事由」に含まれるため、これも正しいです。	11/29
p 302	(1) 2-3 行目	なった場合でも、第 3 被保険者とはならない。	なった場合でも、第 3 号被保険者とはならない。	5/31
p 304	(4) 3 行目、5～ 6 行目	～日の属する日の月の前月から～	～日の属する月の前月から～	1/11
p 308	(1) 2-3 行目	「町人の名刺にイラッ」＝「帳簿の備付けと保存（事務所閉鎖から 2 年）義務違反、名称使用制限の違反、依頼に応ずる義務違反」を使います。	「町人の名刺にイラッ」＝「帳簿の備付けと保存（帳簿閉鎖から 2 年）義務違反、名称使用制限の違反、依頼に応ずる義務違反」を使います。	5/31